

矢巾町 事業系ごみの分け方・出し方

事業系ごみとは？

事務所、商店、飲食店、農家、病院などから事業活動に伴い排出されるごみのことで、産業廃棄物と一般廃棄物に分けられます。

事業者の責務

事業者はその事業活動に伴って排出する全てのごみについて処理責任を有しています。
(地域の集積所にごみは出せません)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(第3条抜粋)

○自らの責任において適正処理

○再生利用等による減量化、製品製造における発生抑制

○減量及び適正処理の確保等地方公共団体の施策への協力

新聞・段ボール・雑誌・空き缶・空きビン、ペットボトル等
資源として再利用できるものは分別して
資源回収業者へ出してください



産業廃棄物は清掃センターに搬入できません			
産業廃棄物	全ての業種が対象		特定の業種が対象
	廃プラスチック類	汚泥	紙くず
	ゴムくず	廃油	木くず
	金属くず	廃酸	繊維くず
	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	廃アルカリ	動植物性残渣
	がれき類	鉱さい	動物系固形不要物
	燃え殻	ばいじん	家畜ふん尿家畜死体
	その他	上記産業廃棄分を処分するために処理したものでこれらの産業廃棄物に該当しないもの	
特別管理産業廃棄物		廃油、廃酸、廃アルカリ、感染症産業廃棄物、廃ポリ塩化ビフェニル処理物、廃石綿等、その他の有害廃棄物	

事業系一般廃棄物（主なもの）		
燃やせるごみ		生ごみ
紙くず	木くず	
伝票、メモ帳、など	木製品など	食べ残し、お茶葉など
清掃センターに直接搬入するか、一般廃棄物収集業者に処理を依頼してください。 その他不明な物は清掃センターへお問い合わせください。(TEL697-3835)		

盛岡・紫波地区環境施設組合 一般廃棄物処理手数料(消費税込)		
種類	単位	金額
燃やせるごみ	10kgまでごとに	105円
生ごみ	10kgまでごとに	30円
空カン・空ビン・段ボール	10kgまでごとに	105円

不法投棄は犯罪です！地域のごみ集積所に捨てた場合も同様に厳しく対応します。

この記事に関するお問い合わせ：矢巾町町民環境課環境係(TEL019-611-2506・2507)